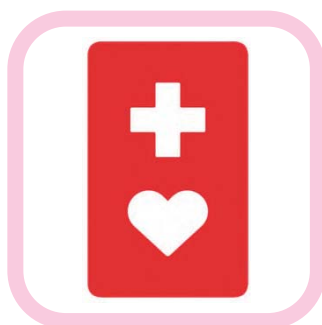


御所市バリアフリー特定事業計画

令和 6(2024) 年 3 月策定



御所市



目次

1. 特定事業計画とは	1
1-1. 概要	1
(1) 特定事業計画策定の趣旨	1
(2) 特定事業計画への記載事項	3
1-2. 計画対象	4
1-3. バリアフリー化の推進に向けて	7
2. 特定事業計画	8
2-1. 建築物特定事業	10
2-2. 都市公園特定事業	12
2-3. 道路特定事業	14
2-4. 交通安全特定事業	23
2-5. 公共交通特定事業	32
2-6. 教育啓発特定事業	34
3. 用語集	36
4. 付録	40

※文中において「*」印が付された用語は、3.用語集に解説を記載しています。

1. 特定事業計画とは

1-1. 概要

(1) 特定事業計画策定の趣旨

「高齢者、障害者等の移動等円滑化*の促進に関する法律*」(以下、「バリアフリー法」という)では、バリアフリー基本構想*に特定事業として位置づけた実施事業の事業者は、バリアフリー基本構想に基づく具体的な事業計画(特定事業計画)を作成したうえで、それぞれ事業を実施することが義務付けられています。

また、「御所市バリアフリー基本構想」(以下、「基本構想」という)では、適切な進行管理を行い、バリアフリー化*を推進していくことを記載しています。

以上を踏まえ、基本構想で定めた特定事業について、各施設設置管理者等*の事業を御所市が取りまとめ、今後の進捗管理に活用可能な1つの計画書として、「御所市バリアフリー特定事業計画」を策定します。

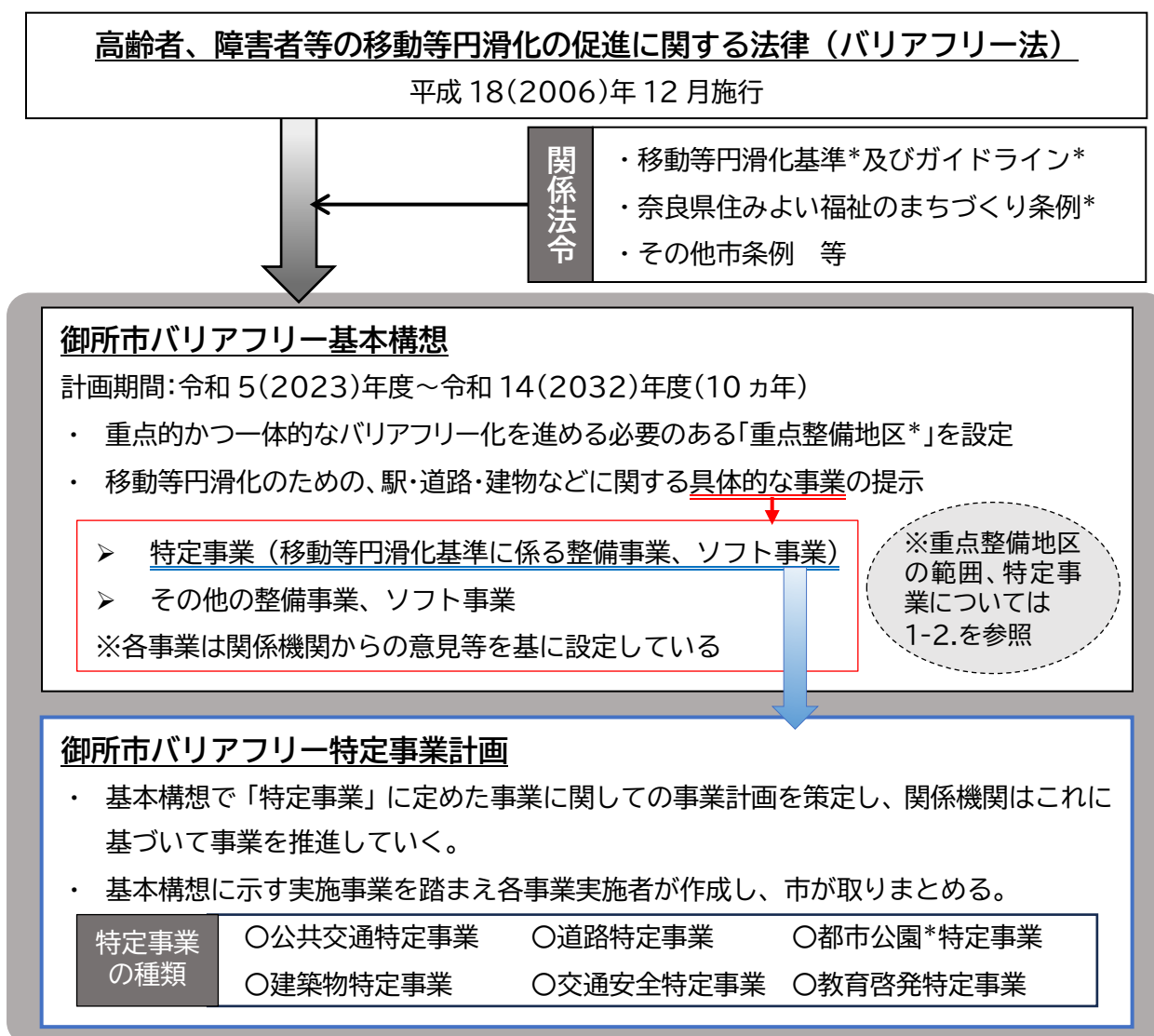


図 特定事業計画の位置づけ

「特定事業」とは、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業(公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場*特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業)と、令和2(2020)年5月のバリアフリー法改正により創設された心のバリアフリー*に関する事業(教育啓発特定事業)のことを指し、基本構想策定時に施設管理者等関係機関と調整を図りながら事業内容を設定しています。

基本構想では、これらの特定事業と、特定事業には該当しないがバリアフリー化を推進するために必要な事業である「その他の整備事業」「その他のソフト事業」を設定しています。本計画では「特定事業」についての計画を作成しますが、「その他の整備事業」「その他のソフト事業」についても随時推進に努めます。

表 各事業に該当する整備内容 (バリアフリー法第2条より)

公共交通特定事業	次に掲げる事業をいう。 イ. 特定旅客施設*内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業 ロ. イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業 ハ. 特定車両*を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
道路特定事業	次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。 イ. 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業 ロ. 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
路外駐車場特定事業 ※該当事業なし	特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
都市公園特定事業	都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設*の整備に関する事業をいう。
建築物特定事業	次に掲げる事業をいう。 イ. 特別特定建築物*(第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 ロ. 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路*であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
交通安全特定事業	次に掲げる事業をいう。 イ. 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業 ロ. 違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業
教育啓発特定事業	市町村又は施設設置管理者が実施する次に掲げる事業をいう。 イ. 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 ロ. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

(2) 特定事業計画への記載事項

特定事業計画は、基本構想における生活関連施設*、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するものです。本計画では、施設や経路別に、だれが、いつ、どこで、どのような整備を行うのかを個票形式で整理します。

バリアフリー法では、特定事業計画に事業箇所や区間、実施内容及び実施期間、事業の実施に際し配慮すべき重要事項などを定めることとしています。また、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」では以下の点について、できる限り具体的かつ明確に記載することが重要とされています。

- ① 実施する特定事業の種類
- ② 特定事業の実施者
- ③ 特定事業の内容・実施する対象施設(対象地区)等
⇒施設位置や経路の対象区間などを図示するとともに、数量(箇所、距離、面積など)も設定する
- ④ 特定事業の実施予定期間
⇒基本構想で設定した期間(短期・中期・長期)を基に、より具体的に開始年度、完了年度を示す
- ⑤ その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
⇒事業実施に当たって、関係者があらかじめ理解しておくべき共有事項などを記載する

本計画ではこの5点に加え、対象施設の現状と課題、整備方針、整備後イメージや事業実施イメージを記載し、事業の必要性や整備内容を分かりやすく示した個票を作成します。

なお、事業数量や目標とする整備時期については、各事業者との調整や財政状況を踏まえ設定します。

1-2. 計画対象

基本構想では、御所駅を中心とした「重点整備地区」を定め、特定事業として 41 事業設定しました。また、市全体にかかる実施事業として、特定事業を 6 事業設定しました。

表 特定事業一覧

区分●(黒丸) : 特定事業(移動等円滑化基準等に係る整備事業)
 区分◆(黒ダイヤ) : 特定事業(ソフト事業)

	特定事業	施設・経路	No.	区分	事業内容
重点整備地区における実施事業	建築物	御所市役所 [施設 3]	1	●	案内標識の設置(エレベーター・トイレ内設備)
		アザレアホール [施設 6]	2	●	視覚障害者誘導用ブロック*の補修・敷設(通路・階段上端)
			3	●	車いす使用者用駐車場の改良
	都市公園	葛城公園 [施設 10]	4	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設
			5	●	施設配置案内図の改善
			6	●	出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保
			7	●	多機能トイレ*へのオストメイト*対応設備の設置
	道路	国道 24 号 [経路 1]	8	●	歩道の改良
			9	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設
			10	●	フェンス・柵の設置
			11	●	舗装の改修
			12	●	グレーチング*の改良
		県道櫛羅御所線 [経路 2]	13	●	歩道の改良(急勾配*箇所の改良)
			14	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良
			15	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設
			16	●	グレーチングの改良
		県道御所停車場線 [経路 3~経路 7]	17	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修
			18	●	溝蓋、グレーチングの改良
		市道大広相田線 [経路 8]	19	●	歩道の改良
			20	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良
		市道東松本御所線 [経路 11]	21	●	歩道の改良
	22		●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	
	市道御所 70 号線 [経路 12]	23	●	歩道の改良(歩道の拡幅、段差・傾斜の改善)	
		24	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良	
		25	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	
	市道御所 146 号線 [経路 17]	26	●	歩道の改良	
		27	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	

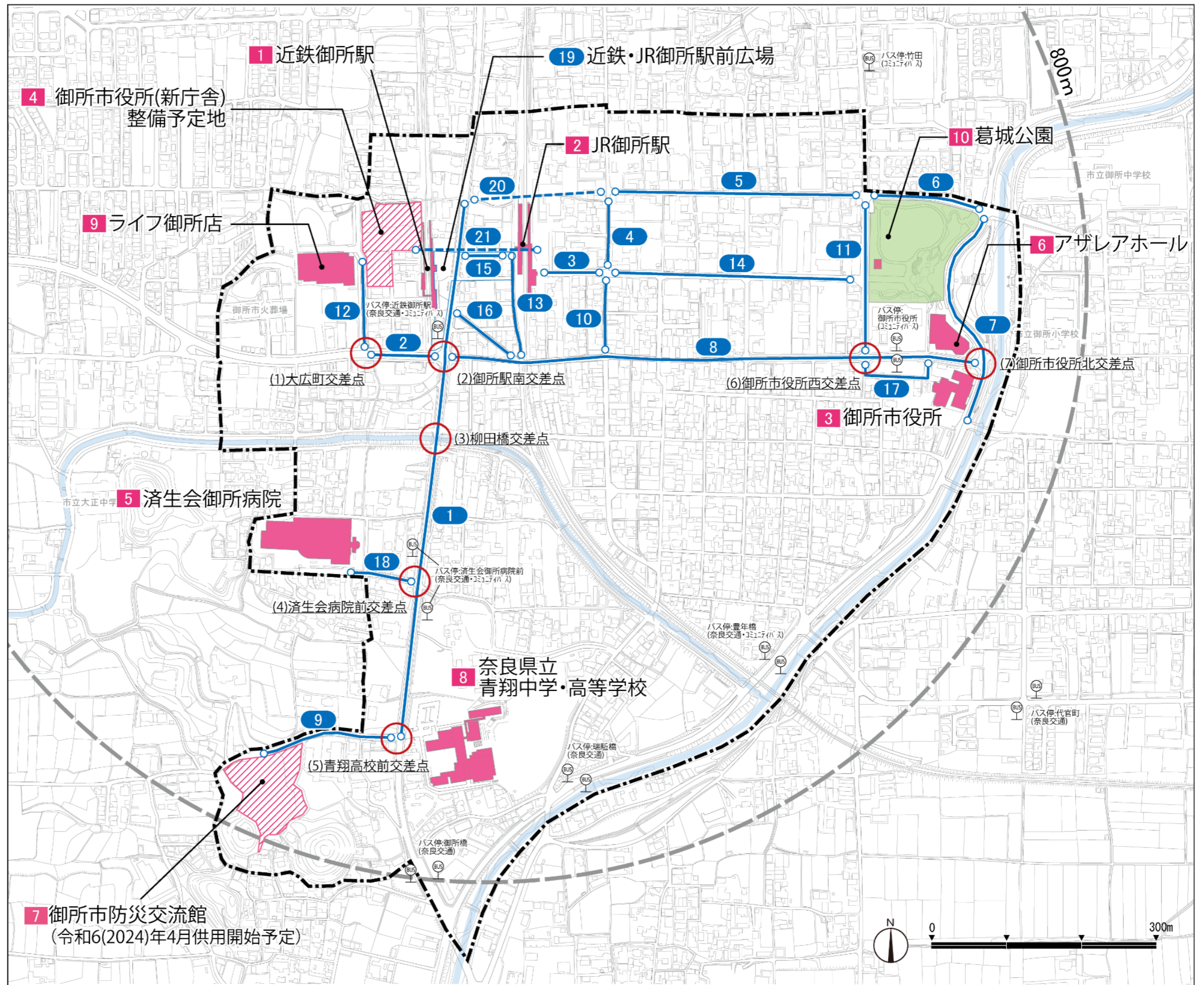
	特定事業	施設・経路	No.	区分	事業内容
市全体にかか る実 施 事 業	交通安全	大広町交差点	28	●	視覚障害者用付加装置*(音響式信号機)の整備
			29	●	高齢者等感応信号機*(青延長用押しボタン式信号機)の整備
		御所駅南交差点	30	●	エスコートゾーン*の設置
		柳田橋交差点	31	●	視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備
			32	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備
		済生会病院前交差点	33	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備
			34	●	エスコートゾーンの設置
		青翔高校前交差点	35	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備
		御所市役所西交差点	36	●	視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備
			37	●	歩行者横断時間の確保
			38	●	エスコートゾーンの設置
		御所市役所北交差点	39	●	エスコートゾーンの設置
		その他	40	◆	交通違反や違法駐車などの取締り強化
	41		◆	違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動	
	公共交通	バス車両(奈良交通)	42	●	移動等円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)*の導入
			43	●	移動等円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)の導入
			44	●	福祉タクシー*車両の導入
	交通安全	その他	41 (再掲)	◆	違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動
	教育啓発		45	◆	小・中学校におけるバリアフリー教育の実施
46			◆	市民に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施	
47			◆	市職員に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施	

重点整備地区図

(基本構想 p35 を加筆修正)

- | 経路名 | |
|-----|---------------------|
| 1 | 国道 24号 |
| 2 | 県道 櫛羅御所線 |
| 3 | 県道 御所停車場線 (経路3~経路7) |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | 市道 大広相田線 |
| 9 | 市道 櫛羅三室線 |
| 10 | 市道 東松本御所橋線 |
| 11 | 市道 東松本御所線 |
| 12 | 市道 御所70号線 |
| 13 | 市道 御所80号線 |
| 14 | 市道 御所91号線 |
| 15 | 市道 御所110号線 |
| 16 | 市道 御所114号線 |
| 17 | 市道 御所146号線 |
| 18 | 市道 大正52号線 |
| 19 | 近鉄・JR御所駅前広場 |
| 20 | 新設道路 |
| 21 | 新設経路 |
-
- | 凡 例 | |
|-----|--------------|
| | 重点整備地区の区域 |
| | 生活関連施設 |
| | 生活関連施設(公園) |
| | 生活関連施設(整備予定) |
| | 生活関連経路 |
| | ※点線部 未整備経路 |
| | バス停位置 |
| | 特定事業予定交差点 |
-
- 縮 尺

S = 1 : 5,000 (A3)



1-3. バリアフリー化の推進に向けて

本計画策定後、各事業実施者において計画に基づく事業実施を進めていきます。また、基本構想で定めた特定事業以外の実施事業(その他の整備事業、その他のソフト事業)についても並行して取り組みを進めます。

なお、基本構想及び本計画に定める事業について、定期的に進捗確認を行います。事業内容の変更については、御所市バリアフリー推進協議会*で協議しながら基本構想の見直しに応じて行います。

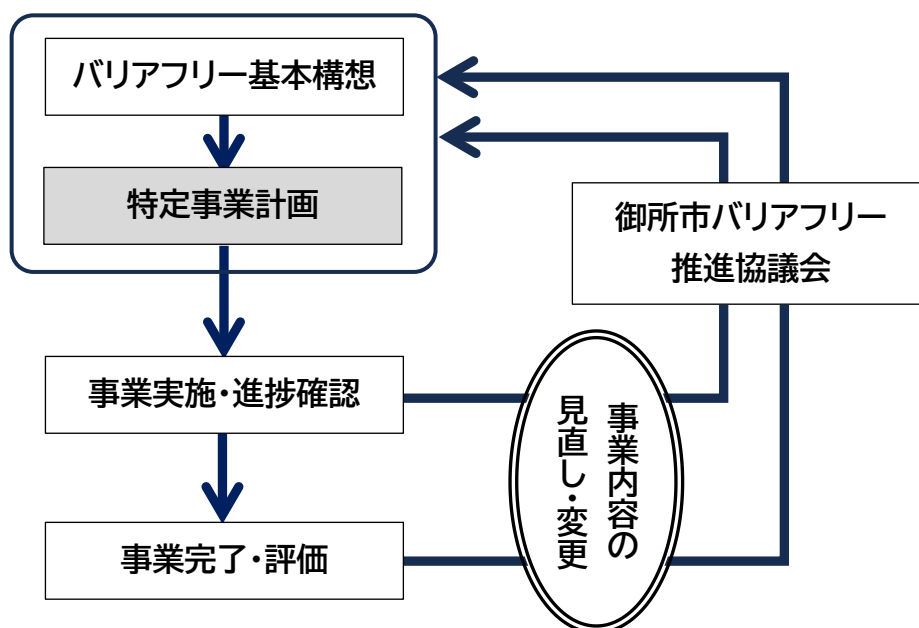


図 進行管理のイメージ

2. 特定事業計画

特定事業計画は、該当施設や経路別に個票形式で整理しています。個票の見方を以下に示します。

■個票の構成-1(No. 1~No. 39)

生活関連経路名		市道東松本御所線【経路11】		①	
事業実施主体		御所市		①	
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 歩道舗装ブロックのがたつきやマンホール等による段差がある。 視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。視覚用ブロックに途切れがある。 		②	
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> 改修が必要な箇所の歩道の改良 不足箇所、JIS不適合箇所の視覚障害者誘導用ブロックの整備 		②	
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)	
21	●	歩道の	0㎡	5	6
22	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	190㎡	5	6
事業実施に際して配慮すべき重要事項		基本構想で「短期」と位置づけていた経路 8 を暫定整備したため、経路 11 を短期で行う		⑥	
事業実施箇所図				⑦	
整備後イメージ				⑧	

① 該当施設または経路の名称と事業実施主体名

・ [] 内は重点整備地区図と対応

② 現状と課題、それに対する整備方針

③ 特定事業の通し番号と事業内容

No. : 特定事業全体を通した整理番号

区分: ● = 移動等円滑化基準等に係る整備事業

特定事業内容: 事業の内容

④ 事業量

・ 各事業の実施数量

⑤ 実施予定期間

・ 事業を実施する着手から完了までの予定時期を矢印で明示

・ 基本構想で示した「短期・中期・長期」の期間内で設定

・ 他事業との調整が必要など、時期が流動的な場合は破線矢印で明示

⑥ 事業実施に際して配慮すべき重要事項

・ 他事業と一体的な整備が必要である場合や、実行するために必要な条件など、「特定事業内容」として記載している内容以外に配慮が必要な事項を記載

⑦ 事業実施箇所図

・ 該当する施設や経路の位置を掲載

・ 生活関連経路については、青線で経路の位置、ピンク線で事業予定箇所を明示

⑧ 整備後イメージ

・ 「特定事業内容」を実施した整備後のイメージを掲載

■個票の構成-2 (No.40~No.47)

生活関連施設名		その他		①											
事業実施主体		No.40…公安委員会、No.41…公安委員会・御所市		②											
対象施設の現状と課題		安全な通行空間を確保するために、交通ルールや自転車の運転マナーを広く周知する必要がある。		③											
整備方針		・交通ルール遵守のための取り締まりの強化 ・自転車に関するルールやマナーの広報・啓発活動の強化		④											
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
40	◆	交通違反・駐車などの取締り強化	回	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
41	◆	違法駐や自転車や自転車マナーに関する広報・啓発活動	回/年												
事業実施に際して配慮すべき重要事項		No.41は「市全体にかかる実施事業」としても取り組む事業である		⑥											
事業実施イメージ		⑦													
【広報・啓発活動に関する取組み】															
主として春・秋の交通安全運動での啓発を実施															
・街頭啓発活動															
・交通安全教室の開催															
・チラシや啓発物品等の配布															
・市広報車による市内巡回 …など															
 <p style="text-align: center;">交通安全教室の開催</p>															
 <p style="text-align: center;">街頭啓発活動、チラシや啓発物品等の配布</p>															

① 対象の名称と事業実施主体名

② 現状と課題、それに対する整備方針

③ 特定事業の通し番号と事業内容
 No. : 特定事業全体を通した整理番号
 区分: ●=移動等円滑化基準等に係る整備事業
 ◆=ソフト事業
 特定事業内容: 事業の内容

④ 事業量
 ・ 各事業の実施数量

⑤ 実施予定期間
 ・ 事業を実施する着手から完了までの予定時期を矢印で明示
 ・ No. 40~47 は全て「継続」のため、全期間を矢印で明示

⑥ 事業実施に際して配慮すべき重要事項

- ・ 他事業と一体的な整備が必要である場合や、実行するために必要な条件など、「特定事業内容」として記載している内容以外に配慮が必要な事項を記載

⑦ 事業実施イメージ

- ・ 「特定事業内容」の具体的な内容を、導入施設や活動の内容を示す写真等とともに掲載

2-1. 建築物特定事業

生活関連施設名	御所市役所〔施設 3〕
事業実施主体	御所市
対象施設の現状と課題	・エレベーターの位置を示す案内がない。 ・トイレの設備内容を示す案内が不足している。
整備方針	・案内標識にトイレの位置や設備内容を追加する。

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~	
1	●	案内標識の設置(エレベーター・トイレ内設備)	9箇所	→											

事業実施に際して配慮すべき重要事項 新庁舎建設の予定があるため、暫定的な対応が可能なトイレに関する案内標識の改修を優先して行う。

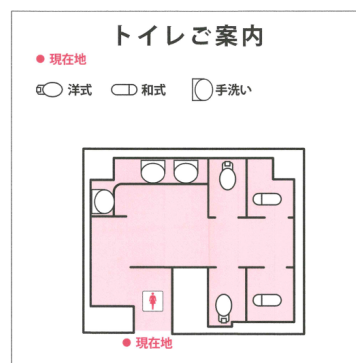
事業実施箇所図

<御所市役所のトイレ>

●トイレの設備内容を示す案内が不足している。

整備後イメージ

<案内標識の設置>



生活関連施設名	アザレアホール [施設 6]		
事業実施主体	御所市		
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ上端部の警告(視覚障害者誘導用ブロック)がない。視覚障害者誘導用ブロックと路面の色の差が小さい。窓口等へ続く視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・車いす使用者用駐車場の幅員が狭い。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの補修・敷設 ・車いす使用者用駐車場の改良 		

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
2	●	視覚障害者誘導用ブロックの補修・敷設(通路・階段上端)	34m													➡
3	●	車いす使用者用駐車場の改良	1箇所													➡

事業実施に際して
配慮すべき重要事項

事業実施箇所図



●誘導用ブロックがない。



●駐車場の有効幅員*を満たしていない。

整備後イメージ

<視覚障害者誘導用ブロックの補修・敷設>

基準に適した誘導用ブロックに変更、不足区間については新設する。



敷設ルート



例：
御所市役所
新館エントランス

2-2. 都市公園特定事業


生活関連施設名	葛城公園 [施設 10]
事業実施主体	御所市
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・オストメイト対応設備がない。 ・入口に水平部分が確保されていない。 ・障がい者等に対応した案内板ではない。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な箇所への視覚障害者誘導用ブロック設置、出入口部の水平面を確保 ・障がい者対応の案内の改良、多機能トイレにオストメイト対応設備を整備

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
4	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	55m		→											
5	●	施設配置案内図の改善	1基		→											
6	●	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保	1箇所		→											
7	●	多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置	1箇所	→												

事業実施に際して
配慮すべき重要事項

視覚障害者誘導用ブロックは西側入口からトイレまでの区間に敷設する。

事業実施箇所図



葛城公園

案内板

トイレ

出入口


<葛城公園の出入口>



水平部

- 公園境界と車止めの間及び車止めから公園内園路にむけての水平部が足りていない。(各150cm以上必要)
- 誘導用ブロックがない。

<案内板>



- 案内板に音声・点字による案内がない。

<多機能トイレ>



- オストメイト対応設備がない。

整備後イメージ

<トイレまでの誘導用ブロックの敷設>



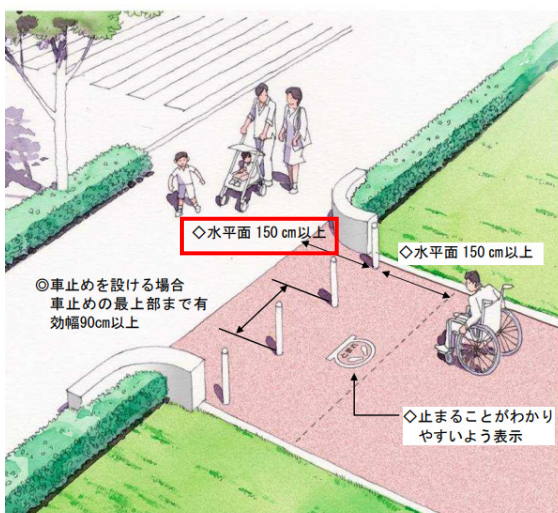
出典:信建工業(株) 整備事例

<音声機能・点字サインを追加>



出典:(株)コトブキ 導入事例

<出入口の水平部を確保>



出典:都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

<オストメイトを追加>



例:御所市役所多機能トイレ

経路 1

①

②

③

④

近鉄御所駅

済生会御所病院

奈良県立青翔中学校・青翔高等学校

①

●粗目グレーチングがある。

②

●誘導用ブロックがない。

③

●歩道と車道の境界にフェンスや柵がない部分がある。

④

●有効幅員(2m以上)を満たしていない。
●舗装が劣化している。

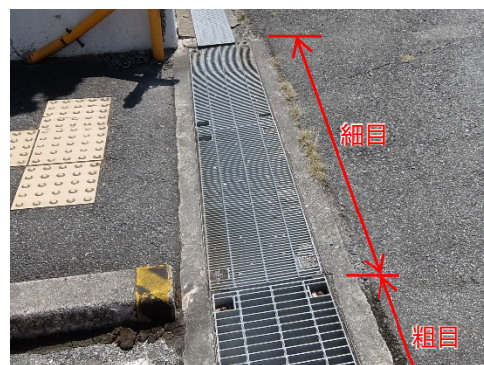
整備後イメージ

<誘導用ブロックの設置>



例: 奈良県内道路歩道(奈良国道事務所提供)

<グレーチングの細目改良>



例: 済生会御所病院前

生活関連経路名	県道櫛羅御所線 [経路 2]
事業実施主体	奈良県
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の横断勾配が急な箇所や横断歩道に接続する縁端部に段差がある。 視覚障害者誘導用ブロックがない。 グレーチング(溝蓋)の目が荒い。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 改修が必要な箇所の歩道、横断歩道の改良 不足箇所への視覚障害者誘導用ブロックの整備

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~	
13	●	歩道の改良(急勾配箇所の改良)	100m				→	→	→	→	→	→	→	→	
14	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良	1箇所				→	→	→	→	→	→	→	→	
15	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	100m				→	→	→	→	→	→	→	→	
16	●	グレーチングの改良	適宜				→	→	→	→	→	→	→	→	

事業実施に際して
配慮すべき重要事項

事業実施箇所図

事業実施箇所図、写真 等

経路2

ライフ御所店 近鉄御所駅
事業区間
100m(片側)

No.14 横断歩道に接続する縁端部の段差改良

① ●誘導用ブロックがない。

② ●歩道の横断勾配が急な箇所がある。

③ ●横断歩道に接続する歩道縁端部に段差がある。

生活関連経路名	県道御所停車場線 [経路 3～経路 7]		
事業実施主体	奈良県		
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの途切れ、欠損がある。JIS 規格に適合していない。 ・グレーチング(溝蓋)の目が荒い。側溝に蓋の無い箇所がある。 		
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・改修が必要な箇所の改良 ・不足箇所、JIS不適合箇所の視覚障害者誘導用ブロックの整備 		

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~	
17	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	270m (140m+130m)				→								
18	●	溝蓋、グレーチングの改良	適宜				→								

事業実施に際して 配慮すべき重要事項	側溝蓋の設置については、官と民の境界の調査が必要である。
-----------------------	------------------------------

事業実施箇所図 1/2



① ●誘導用ブロックが途切れている。



② ●誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。



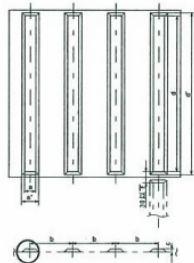
●誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。



●誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。

整備後イメージ

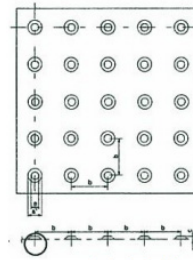
<JIS 規格の誘導用ブロックに改修>



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a + 10	0
b	75	+1
c	5	0
d	270以上	
d'	d + 10	

図 2-7-11 線状ブロックの形状・寸法及び配列



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a + 10	0
b	55~60	+1
c	5	0

図 2-7-12 点状ブロックの形状・寸法及び配列

出典：道路の移動等円滑化に関するガイドライン

生活関連経路名	市道大広相田線 [経路 8]														
事業実施主体	御所市														
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道舗装ブロックにがたつきがあり、誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。 ・横断歩道の縁端部の高さが基準を満たしていない。 														
整備方針	・改修が必要な箇所の歩道や交差点の改良														
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~	
19	●	歩道の改良	280m (140m×2:両側)				→	→	→	→	→	→	→	→	
20	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良	4 箇所				→	→	→	→	→	→	→	→	
事業実施に際して 配慮すべき重要事項		基本構想では実施時期を「短期」と定めたが、一部暫定整備を実施したため経路11を優先整備するよう変更する。													

事業実施箇所図

No.20 横断歩道に接続する縁端部の段差改良(4 箇所)

経路8
近鉄御所駅
JR御所駅
事業区間
約 140m
御所市役所

①

●交差点部縁端部の高さが基準(2 cm以下)を満たしていない。

②

●歩道舗装ブロックにがたつきがあり、誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。

③

暫定整備済

生活関連経路名	市道東松本御所線〔経路 11〕
事業実施主体	御所市
対象施設の現状と課題	・歩道舗装ブロックのがたつきやマンホール等による段差がある。 ・視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。視覚障害者誘導用ブロックに途切れがある。
整備方針	・改修が必要な箇所の歩道の改良 ・不足箇所、JIS不適合箇所の視覚障害者誘導用ブロックの整備

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
21	●	歩道の改良	300m (200m+100m)	→												
22	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	公園側 190m	→												

事業実施に際して配慮すべき重要事項 基本構想で「短期」と位置づけていた経路 8 を暫定整備したため、優先順位を変更し、経路 11 を短期で行う。

事業実施箇所図



- 歩道舗装ブロックのがたつきがある。
- 誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。



- 誘導用ブロックが途切れている。
- マンホール周囲に段差がある。



整備後イメージ

<誘導用ブロックの連続性確保>



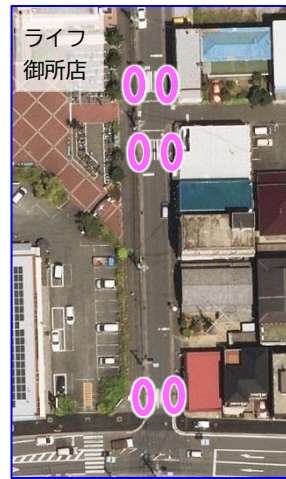
出典:
「視覚障害者誘導ブロックについて」関東地方整備局東京国道事務所

生活関連経路名	市道御所 70 号線 [経路 12]
事業実施主体	御所市
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅が狭く、段差や横断勾配が急な箇所がある。 縁端部に段差がある。 視覚障害者誘導用ブロックがない。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 改修が必要な箇所の歩道の改良 不足箇所の視覚障害者誘導用ブロックの整備

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)													
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~			
23	●	歩道の改良(歩道の拡幅、段差・傾斜の改善)	130m				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
24	●	横断歩道に接続する縁端部の段差改良	6箇所				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
25	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	130m				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶

事業実施に際して配慮すべき重要事項	御所駅周辺整備事業に合わせて整備する。
-------------------	---------------------

事業実施箇所図



No.24 横断歩道に接続する縁端部の段差改良 (6箇所)



●誘導用ブロックがない。



●縁端部に段差がある。



●横断勾配が急な箇所あり

整備後イメージ

< 歩道の縁端部の段差の解消 >

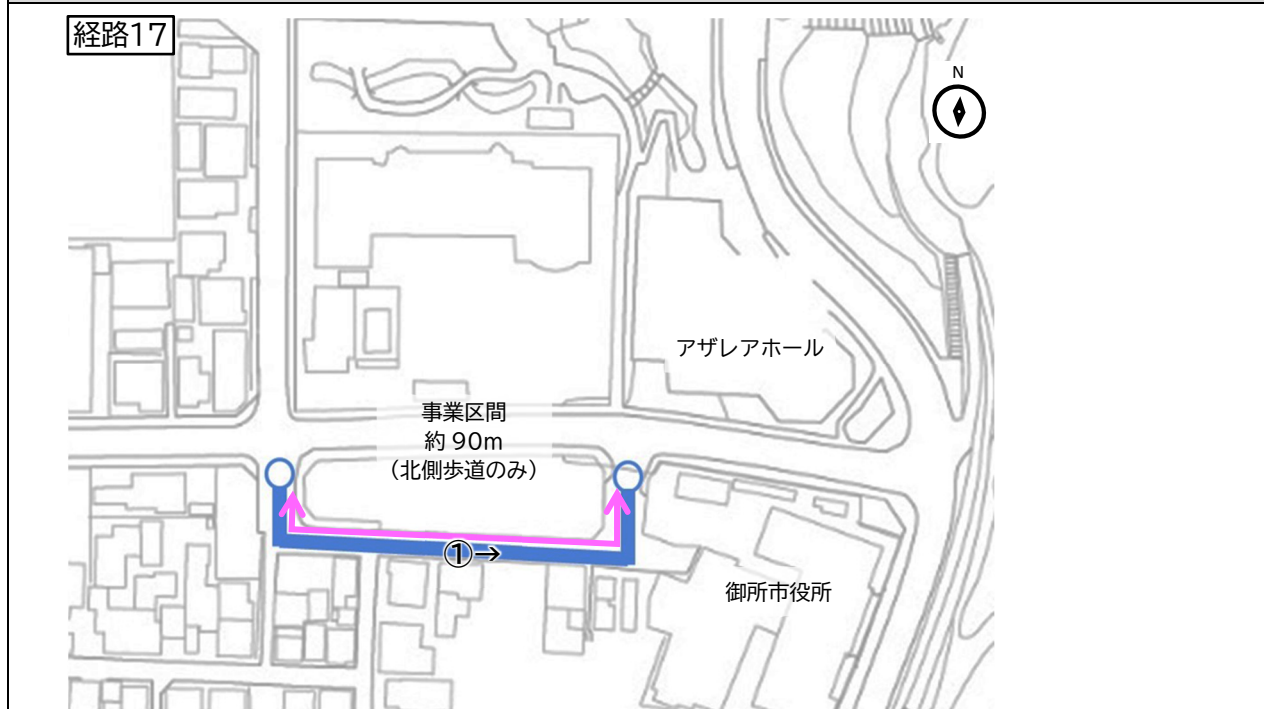


例：奈良県内道路歩道 (奈良国道事務所提供)

生活関連経路名		市道御所 146 号線 [経路 17]													
事業実施主体		御所市													
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 歩道舗装ブロックのがたつき、横断歩道との縁端部に段差がある。 視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。 													
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> 改修が必要な箇所の歩道の改良 不足箇所、JIS不適合箇所の視覚障害者誘導用ブロックの整備 													
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)											
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~	
26	●	歩道の改良	90m				→								
27	●	視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修	90m				→								

事業実施に際して
配慮すべき重要事項

事業実施箇所図



- 歩道舗装ブロックのがたつきがある。
- 誘導用ブロックが JIS 規格に適合していない。

2-4. 交通安全特定事業

※p30に共通の整備後イメージを掲載

生活関連経路名		大広町交差点														
事業実施主体		公安委員会														
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)が未整備である。 ・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)が未整備である。 														
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 ・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 														
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
28	●	視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備	1式				→									
29	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備	1式				→									
事業実施に際して配慮すべき重要事項																
事業実施箇所図																
		●信号機はあるが、青延長用押しボタン、音響設備がない。														

生活関連経路名	御所駅南交差点
事業実施主体	公安委員会
対象施設の現状と課題	・横断歩道のエスコートゾーンが未整備である。
整備方針	・エスコートゾーンの設置

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)														
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~				
30	●	エスコートゾーンの設置	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶

事業実施に際して 配慮すべき重要事項	周辺道路の改良と調整のうえ設置内容を検討する。
-----------------------	-------------------------

事業実施箇所図



●交通量が多いため、安全に渡れるように
 必要がある。

生活関連経路名		柳田橋交差点														
事業実施主体		公安委員会														
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)が未整備である。 ・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)が未整備である。 														
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 ・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 														
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
31	●	視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
32	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
事業実施に際して配慮すべき重要事項		国道24号改良と調整のうえ整備を行う。														
事業実施箇所図																
<ul style="list-style-type: none"> ●音響設備がない。 ●高齢者等も安全に渡れるようにする必要がある。 																

生活関連経路名		済生会病院前交差点														
事業実施主体		公安委員会														
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)が未整備である。 ・横断歩道のエスコートゾーンが未整備である。 														
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備 ・エスコートゾーンの設置 														
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
33	●	高齢者等感应信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
34	●	エスコートゾーンの設置	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
事業実施に際して配慮すべき重要事項		<ul style="list-style-type: none"> ・国道24号改良と調整のうえ整備を行う。 ・エスコートゾーンの設置は周辺道路と調整のうえ設置内容を検討する。 														

事業実施箇所図



●交通量が多いため、安全に渡れるようにする必要がある。

生活関連経路名		青翔高校前交差点																			
事業実施主体		公安委員会																			
対象施設の現状と課題		・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)が未整備である。																			
整備方針		・高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備																			
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)																	
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~							
35	●	高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の整備	1式				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
事業実施に際して配慮すべき重要事項		国道24号改良と調整のうえ整備を行う。																			

事業実施箇所図



●交通量が多いため、安全に渡れるようにする必要がある。

生活関連経路名	御所市役所西交差点
事業実施主体	公安委員会
対象施設の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)が未整備である。 ・歩行者横断時間が短い。 ・横断歩道のエスコートゾーンが未整備である。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備 ・歩行者横断時間の確保 ・エスコートゾーンの設置

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)													
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~			
36	●	視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の整備	1式	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
37	●	歩行者横断時間の確保	1式		▶												
38	●	エスコートゾーンの設置	1式	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶

事業実施に際して 配慮すべき重要事項	市道改良内容に合わせて整備を行う。
-----------------------	-------------------

事業実施箇所図



- 信号機はあるが、音響設備がない。
- 歩行者横断時間の延長など安全に渡れるようにする必要がある。

生活関連経路名	御所市役所北交差点
事業実施主体	公安委員会
対象施設の現状と課題	・横断歩道のエスコートゾーンが未整備である。
整備方針	・エスコートゾーンの設置

No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
39	●	エスコートゾーンの設置	1式				→									

事業実施に際して
配慮すべき重要事項

事業実施箇所図



●交通量が多いため、安全に渡れるようにする必要がある。

<高齢者等感応信号機(青延長用押しボタン式信号機)の設置>



例:市役所北交差点

<視覚障害者用付加装置(音響式信号機)の設置>



例:市役所北交差点

<エスコートゾーン整備>



例:奈良県内横断歩道

生活関連施設名		その他												
事業実施主体		No.40…公安委員会、No.41…公安委員会・御所市												
対象施設の現状と課題		・安全な通行空間を確保するため、交通ルールや、自転車の駐輪、通行マナーを広く周知する必要がある。												
整備方針		・交通ルール遵守のための取り締まりの強化 ・自転車に関するルールやマナーの広報・啓発活動の強化												
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)										
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
40	◆	交通違反や違法駐車などの取締り強化	随時	→										
41	◆	違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動	2季/年	→										

事業実施に際して配慮すべき重要事項	No.41 は「市全体にかかる実施事業」としても取り組む事業である。
-------------------	------------------------------------

事業実施イメージ

【広報・啓発活動に関する取組み】

主に春・秋の交通安全運動での啓発を実施

- ・街頭啓発活動
- ・交通安全教室の開催
- ・チラシや啓発物品等の配布
- ・市広報車による市内巡回 …など



交通安全教室の開催



街頭啓発活動、チラシや啓発物品等の配布

2-5. 公共交通特定事業

対象施設名		バス車両(奈良交通)												
事業実施主体		奈良交通												
対象施設の現状と課題		・移動等円滑化基準に適合していないバスがある。												
整備方針		・移動等円滑化基準に適合するバスの導入推進												
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)										
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
42	●	移動等円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)の導入	随時	→										
事業実施に際して配慮すべき重要事項		現在、全路線バスについて、古い車両から順次ノンステップバスへの入れ替えを行っている。路線ごとに使用車両の限定はしていないため、御所市内を運行する車両もその中で対応する。												
事業実施イメージ														
<p><ノンステップバスの導入> 出典:奈良交通ホームページ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>														

対象施設名		バス車両(御所市コミュニティバス)												
事業実施主体		御所市												
対象施設の現状と課題		・移動等円滑化基準に適合していないバスがある。												
整備方針		・移動等円滑化基準に適合するバスの導入推進												
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)										
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
43	●	移動等円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)の導入	2台	→										
事業実施に際して配慮すべき重要事項														
事業実施イメージ														
<p><ノンステップバスの導入> 例:御所市導入済み車両</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>														

対象施設名		タクシー車両(介護タクシー車両含む)												
事業実施主体		一般乗用旅客自動車運送事業者												
対象施設の現状と課題		・福祉タクシー車両の導入が十分ではない。												
整備方針		・福祉タクシー車両の導入推進												
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)										
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
44	●	福祉タクシー車両の導入	随時	→										
事業実施に際して 配慮すべき重要事項		<p>バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について (国土交通省 令和2(2020)年11月) 次期目標(令和7(2025)年度)においては、福祉タクシーの導入台数を約9万台へ引き上げる。また、各都道府県で総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシー*とする。(ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入状況は令和元(2019)年度末時点で37,064台)</p>												
事業実施イメージ														
<p><福祉タクシー車両の導入></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真提供:ピクスタ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真提供:ピクスタ</p> </div> </div>														

2-6. 教育啓発特定事業

対象施設名		—														
事業実施主体		御所市・御所市社会福祉協議会														
対象施設の現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校におけるバリアフリー教育を継続的に実施している。 ・市民や市職員の障がい者の理解に資する教育・啓発活動を継続的に実施している。 														
整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校におけるバリアフリー教育の推進 ・市民や市職員の障がい者の理解に資する教育・啓発活動の推進 														
No.	区分	特定事業内容	事業量	実施予定期間(年度)												
				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~		
45	◆	小・中学校におけるバリアフリー教育の実施	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
46	◆	市民に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施	12回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
47	◆	市職員に対する障がい者の理解に向けた教育・啓発活動の実施	3回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▶
事業実施に際して 配慮すべき重要事項																
事業実施イメージ																
※次ページに掲載																

--【御所市の取組み】--

●市民向け

- ・「障害者週間」等の周知・啓発記事や「手話ミニ講座」等を広報に掲載
- ・「発達障害」「ヘルプマーク・カード」等の紹介記事をホームページで公開
- ・「手話奉仕員養成講座」を開催し、障害の理解に向けた教育機会を設定
- ・福祉課窓口や庁内掲示板に障がい者の理解についての広報物を掲示・設置 等

●市職員向け

- ・職員用ポータル内の掲示板で障がい者施設からの優先調達についての周知
- ・関係各課に「障害者福祉のてびき」を配布し障害の種類や利用できるサービス等の周知 等

手話でつながろう

【手話ミニ講座】 Vol.19

『お手洗いはどこですか?』

①



「トイレ (お手洗い)」
両手をこすり合わせて、
洗うしぐさをする。
*指でWCとする場合もある
が、①の方がいい。

②



「場所」
右手の5本の指を軽く
曲げて、手の平を下に
向け、軽く下ろす。

③




「何ですか?」
少し首を傾げながら、
右手の人差し指を立て、
左右に振る。

(手話モデル) 御所市聴覚障害者部会会員・
御所市手話サークル「むつの会」会員 寺田聖人さん
(手話指導) 御所市聴覚障害者部会

手話ミニ講座
(広報御所 2023年10月号)

障害者週間
12月3日～9日

**共に生きる社会を
目指して**



広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、「国際障害者デー」(12月3日)から日本の「障害者の日」(12月9日)までの1週間を「障害者週間」と定められています。

🌱「合理的配慮」とは…
障害のある人にとって日常生活の妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。「配慮する側に過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの」とされています。

🗨️「私たちができること」
● 難聴者がいるときは、ゆっくりはっきりと話し
たり、複数の発言が交錯しないようにする。
● 点字ブロックの上に物を置かないようにする。
● 本人の了承を得たうえで、一時的にマスクを外して対応する。

障害のある人の視点に立って一緒に考えていくことで、すべての人にとって住みよい社会、共に生きる社会を築いていきましょう。

■ 問い合わせ 福祉課 44・3491

障害者週間
(広報御所 2022年12月号)

--【御所市社会福祉協議会の取組み】--

●福祉体験の実施例

- ・御所小学校3年生を対象とした、車いすの体験やアイマスクを着用しての歩行体験等を実施

●多様性の授業、福祉体験の実施例

- ・葛上中学校1年生を対象とした、多様性に関する授業、視覚障害の疑似体験を実施



歩行体験の様子



全体講義の様子



多様性に関する授業の様子

3. 用語集

【あ行】

移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に、身体の負担を軽減することにより、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいいます。本計画では、「バリアフリー化」と同義に用いています。

移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがあります。

移動等円滑化基準適合車(ノンステップバス・ワンステップバス)

ノンステップバスとは、床面を超低床構造として、乗降ステップを無くし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスのことです。国土交通省が認定する標準仕様(乗降時のステップ高は27 cm以下、車いすスペースが2客分以上あるなど)に基づいて設計されています。

ワンステップバスとは、乗降口のステップを1段のみ設けたバスのことです。ノンステップバスは乗降口の段差がない一方で、タイヤ上部の席や後方の席には段差が生じます。ワンステップバスであれば、この段差を軽減することができます。

エスコートゾーン

横断歩道の中央部に点状の突起によりラインをつけたもので、視覚障がい者が横断歩道から外れることなく道路を横断できるように配慮された横断歩道帯です。

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、通常の便座は利用できず、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。

【か行】

介護タクシー

訪問介護サービスにおける「通院等のための乗車または降車の介助」をおこなう福祉車両の総称で、要介護者が日常生活上または社会生活に必要な行為に伴う外出を目的として利用できるタクシーです(要事前予約)。運転手が介護士関連の資格保有者である、ケアプランを作成しているなどの条件を満たしていれば介護保険が適用できる場合があります。

ガイドライン

移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されています。現在、旅客施設・車両、建築物、公園、道路について各種ガイドラインが発行されています。

グレーチング

鋳鉄(ちゅうてつ)や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

勾配(こうばい)

傾きのことをいい、道路勾配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、勾配は5%となります。

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進する法律です。バリアフリー法と呼ばれています。

高齢者等感応信号機

通常の歩行者信号機の青時間では横断できない高齢者や障がい者等のために設置される押しボタン式の信号機で、白色の箱のボタンを押すことや携帯用発信機を用いることで、歩行者の青時間を延長することができる装置です。

心のバリアフリー

心のバリア(障壁)とは、高齢者や障がい者などが持つ問題を知らずとしないことや、理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、特にバリアフリー法では、高齢者や障がい者などへの理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどについて「心のバリアフリー」として国民の責務としています。

御所市バリアフリー推進協議会

基本構想の作成に係る協議、基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整を行います。主に学識経験者、高齢者団体・障がい者団体等の代表者、地域住民の代表者、公共交通事業者その他の施設設置管理者、奈良県公安委員会の職員、市及び関係行政機関の職員で構成されています。

【さ行】

視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるよう

な突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成 13(2001)年に JIS 規格化されており、ガイドラインでは JIS 規格の使用が推奨されています。

視覚障害者用付加装置

視覚障がい者に信号機が青になったことを知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のことです。

施設設置管理者等

施設設置管理者とは、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者、市道や県道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者をいいます。また、本計画では、施設設置管理者等の「等」は、信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

重点整備地区

公共施設や日常的に利用する施設が集積し、これらの施設間の移動が通常徒歩であると見込まれる地区であり、バリアフリー化事業を実施することにより都市機能が増進される地区のことです。面積は概ね 400ha 未満とされています。御所市バリアフリー基本構想において、市役所や病院、商業施設など市民が多く利用する施設が集積する御所駅周辺が重点整備地区に設定されました。

生活関連経路

生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場、建物内及び敷地にある通路などのことです。

生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者、障がいのある人

等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいいます。

【た行】

多機能トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト(人工肛門や人工ぼうこうの保持者)、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレです。

特定公園施設

移動等円滑化が特に必要な公園施設として、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行令で定めるもので、公園の出入口、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所などの施設と、これら施設を結ぶ園路等があります。

特定車両

鉄道や路線バスなどの公共交通車両のうち、特に利用者が特定旅客施設(駅やターミナルなど)を利用する車両のことをいいます。

特定旅客施設

鉄道駅やバスターミナル、フェリーターミナルなどの旅客施設のうち、1日の利用者数が5,000人以上であることなどの条件を満たす施設のことをいいます。

特別特定建築物

多数の利用がある建築物を特定建築物(学校、事務所、共同住宅、工場 など)といい、このうち不特定多数の利用者、または主として高齢者や障がい者等が利用するものを特別特定建築物(百貨店、病院、老人ホーム、特別支援学校、公共用歩廊 など)といいます。

都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものです。

【な行】

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての県民にとって、安全で快適な生活環境の整備を推進するために制定された条例です。建物や道路等のバリアフリー化の整備基準が示されており、一定規模・用途の施設は、整備時に届出が必要となります。

【は行】

バリアフリー化

バリアフリーとは、高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁(バリア)を除去することです。そのための対策を講じることをバリアフリー化といいます。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。

バリアフリー基本構想

障がい者等の当事者参画のもと、市全体のバリアフリー化に対する方向性を示すとともに、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を選定し、公共交通機関、道路、建築物等について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を行うことで、市域のバリアフリー化を進めていくことを目的としています。

福祉タクシー

道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のことを指し、車いすやストレッチャーから降りずにそのまま乗車することができる電動リフトや、足が不自由な方や歩行が不安定な方が安心して乗降できるスロープなど、さまざまな設備が整っているタクシーです。要介護認定を受けていなくても公共交通機関を利用して移動することが困

難な方が誰でもどんな目的にも利用できます
(要事前予約)。

【や行】

有効幅員

通路において通行上支障のない部分の幅をいい、全幅員から植樹帯・電柱・防護柵等の支障物を除いた幅のことです。ただし、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含まれます。

ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、誰もが使いやすい新しいタクシーです。予約制の福祉限定による利用に限らず、街中で呼び止めて誰もが気軽に利用できます。

【ら行】

路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第2条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。また、このうちバリアフリー法で対象となるものを特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部分の合計面積が500㎡以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を備える駐車場を指します。

4. 付録

御所市バリアフリー推進協議会 要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、御所市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 法第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想をいう。
- (2) 施設設置管理者 法第2条第3号に規定する施設設置管理者をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の作成に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体、障害者団体等の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公共交通事業者その他の施設設置管理者
- (5) 奈良県公安委員会の職員
- (6) 市及び関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、25人以内とし、市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(意見聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

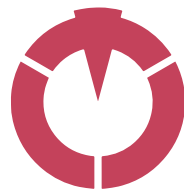
附 則

この告示は、告示の日から施行する。

御所市バリアフリー推進協議会 委員名簿

令和6年2月時点

区分	団体・所属名	役職	氏名
学識経験者	畿央大学 健康科学部 人間環境デザイン学科	教授	三井田 康記
	畿央大学 健康科学部 人間環境デザイン学科	准教授	陳 建中
高齢者団体、 障害者団体等	御所市シニアクラブ連合会	会長	吉川 賀偉
	御所市身体障害者福祉協会	会長	岸元 慈
	御所市手をつなぐ育成会	会長	小松 富美代
	御所市社会福祉協議会	事務局長	松井 妃陵枝
地域住民の 代表	御所市自治会連合会	会長	仲川 哲
公共交通 事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部経営企画部	担当課長	北村 周郎
	近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部施設部工務課	課長	高松 靖司
	奈良交通株式会社 自動車事業部乗合事業部	課長	西本 多満男
	奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男
	サワタクシー株式会社	代表	澤 博文
奈良県 公安委員会	奈良県警察本部 交通部交通規制課	課長	玉垣 潔士
	奈良県警察 高田警察署交通課	課長	前田 英祐
関係行政機関	近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第二課	課長	中井 哲士
	近畿運輸局 奈良運輸支局	主席運輸企画 専門官	釈迦戸 久夫
	奈良県 県土マネジメント部 道路マネジメント課	課長	植谷 秀夫
	奈良県 県土マネジメント部 高田土木事務所	所長	奥田 幸司
御所市	産業建設部	部長	波左間 勝也
	産業建設部	参事	井上 剛敏
	教育委員会事務局	局長	竹内 剛
	健康福祉部	部長	畦本 英男
	企画政策部	部長	三井 秀樹
	企画政策部	参事	鎌田 晃嘉



御所市 企画政策部 まちづくり推進課

〒639-2298 御所市1番地の3

電話 : 0745-62-3001 FAX: 0745-62-5425